一　母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
二　母子保健に関する各種の相談に応ずること。
三　母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
四　母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。
五　健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

第二十二条に次の一項を加える。

3　市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の保健指導を行うに当たつては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第六条　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第七項中「良好な家庭的環境」を「家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）」に改める。

第六条第二項中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第八条第二項中「又は第二十五条の八第一号」を「若しくは第二十五条の八第一号」に、「による一時保護を行う」を「により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせる」に改める。

第九条の三第一項中「前条第一項の規定による出頭の求めに応じない」を「正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した」に、「又はその」を「又はその」に改め、同条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかつたこと」を削る。

第十条第一項中「又は一時保護を行おうと」を「を行おうとする場合、又は同項の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようと」に改める。

第十一条第一項中「良好な家庭的環境」を「家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）」に改め、同条第四項中「児童に」を「児童の」に、「加えさせ」を「行わせ」に、「一時保護を加える」を「当該一時保護を行う」に改める。

第十二条の二第一項中「に一時保護を行う」を「の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせる」に改め、同条第二項中「行った」の下に「、又は行わせた」を加える。

第十二条の三中「により」を「により、」に、「場合（」を「、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせている場合（」に、「場合を」を「、又は行わせている場合を」に改める。

第十三条の見出し中「解除」を「解除等」に改め、同条に次の三項を加える。

2　都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3　都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4　前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十三条の四を第十三条の五とする。

第十三条の三中「機関」の下に「及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」を加え、同条を第十三条の四とする。

第十三条の二を第十三条の三とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（施設入所等の措置の解除時の安全確認等）

第十三条の二　都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第十四条第一項中「その」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の」に改める。

第十五条中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十八条　第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七条　児童虐待の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「いう」の下に「。第十六条において同じ」を加える。

第八条第二項中「同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせる」を「次に掲げる措置を採る」に改め、同項に次の各号を加える。

一　児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
二　児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
三　当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
四　当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

第八条第三項中「措置、」の下に「市町村若しくは」を加える。

第十条第一項中「同項」を「同項第一号」に改める。

第十三条の三第一項中「（平成二十四年法律第六十五号）」を削る。

第十八条中「第十三条第四項」の下に「（第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、同条を第十九条とする。

第十七条の前の見出しを削り、同条中「第十二条の四第一項」の下に「（第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同条第二項」を「第十二条の四第二項（第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」に、「同条第一項」を「第十二条の四第一項」に改め、同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。